

中 川 区 民 会 規 約

(目的)

第 1条 本会は、地域に暮らす住民がお互いに知恵を出し合い、協力し合って、活気と魅力あふれる元気な地域を形成する事と共に、区民の親睦と地区発展を図ることを目的とする。

(名称及び事務所)

第 2条 本会は、中川区民会と称し、事務所を中川集落センターに置く。

(区域及び構成)

第 3条 本会の区域は中川地域とし、中川区民及び各種団体をもって構成する。

(事業)

第 4条 本会は第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 中川集落センターの運営に関する事。
- (2) 交通安全・防犯及び防災に関する事。
- (3) 高齢者福祉等の地域住民の福祉に寄与する事。
- (4) 環境に関する事。
- (5) 児童及び青少年の健全育成に関する事。
- (6) その他地域の発展に寄与する事。

(役員及び各部委員)

第 5条 本会は、次の役員及び各部委員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 事務局 2名
- (4) 会計 2名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 監事 3名
- (7) 各部長・副部長
2 各部の委員 若干名

(役員及び各部委員の選出)

第 6条 本会の役員及び各部委員は次のように選出する。

- (1) 会長、副会長、事務局、会計、幹事、監事及び各部長、副部長は総会において選出する。
- (2) 各部委員は、これを会長が委嘱する。

(役員の職務)

第 7条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が事故その他やむをえない事情により職務を遂行できないときは、その職務を代行する。
- 3 事務局長は、本会の庶務全般に関することを処理する。
- 4 会計は、本会の経理に関することを処理する。
- 5 幹事は、本会の運営を補佐する。
- 6 各部長は本会の運営を補佐し、各部の事業を統括する。副部長は部長を補佐する。
- 7 監事は、本会の事業及び会計の執行状況を監査し、総会に報告する。

(役員の任期)

第 8条 役員の任期は2年とする。但し、再選は妨げない。

- 2 補欠により選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(顧問)

第 9条 本会は顧問をおくことができ、会長が委嘱する。

(協力委員)

第10条 本会に協力委員をおき、会長が委嘱する。協力委員は、行政区長、各種団体の長及び市議会議員、農業委員、民生委員をメンバーとし、会長が必要と認めたときは、委員を招集することができる。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、役員会及び各部会とする。

(総会)

第12条 総会は、本規約に定める事項のほか、本会の目的を達成するために必要な事項を審議決定する。

2 総会は、定期総会及び臨時総会とし、会長が招集する。

3 定期総会は、毎年度1回開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき開催する。

4 総会の議事は、出席者の過半数で議決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 総会は次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) 規約の制定及び改正に関すること。

(2) 役員の選出に関すること。

(3) 事業計画、事業報告、予算及び決算に関すること。

(4) その他、重要事項に関すること。

(総会の議事録)

第13条 総会の審議については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 出席者数(委任状を含む。)

(3) 開催目的、審議事項及びその結果。

(4) 議事の経過の概要及びその結果。

(役員会)

第14条 役員会は、総会に付議する事項及び本会の運営に関する事項を審議決定する。

(専門部)

第15条 専門部は、総会で決定された方針に基づき事業を実施するものとし、次の専門部を設置する。

(1) 管理部

(2) 太鼓部

(3) 女性部

2 専門部は、必要に応じて、部長が招集する。

(会計)

第16条 本会の運営等に係る経費は、会費、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(監査)

第17条 会長は、事業年度終了後、事業報告書、収支決算書を作成して監事に提出し、その監査を受けなければならない。

2 監事は、前項の書類を受領したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出しなければならない。

(書類及び帳簿の備付け)

第18条 本会の事務所には、本会の事業実施に係る書類、収入及び支出に関する証拠書類並びに帳簿等活動に関する全ての書類を備え付けるものとする。

(個人情報保護の取扱い)

第19条 本会が各種取組を推進するために必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、適正に運用するものとする。

(その他)

第20条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附則

この規約は、平成28年 4月 1日から施行する。